

人の運送をする不定期航路事業の登録制度への移行について

●概要

旅客船の総合的な安全・安心対策を講ずることにより海上旅客運送の安全を図ること等を目的とした海上運送法等の一部を改正する法律（令和5年法律第24号）により、届出制としていた「人の運送をする不定期航路事業」は登録制に改められ「一般不定期航路事業」に事業区分の変更がされました。

令和7年3月31日をもって届出制は終了し、令和7年4月1日から登録制が開始されます。令和7年3月31日までに届出している「人の運送をする不定期航路事業」には経過措置が設けられており、令和9年3月31日までは引き続き事業を営むことが可能ですが、経過措置の満了日（令和9年3月31日）までに登録申請がされない場合、令和9年4月1日以降は事業を継続することができず、再度事業を営むためには登録が必要となります。

なお、経過措置期間（令和7年4月1日～令和9年3月31日）内においても、みなし登録事業者として、登録の取消処分、事業停止命令及び船舶等の使用停止命令の対象となります。

●対象者

この手続きは、令和7年3月31日時点で、「人の運送をする不定期航路事業」の届出をしている事業者（以下、「既存の届出事業者」という）を対象としております。

なお、令和6年12月に既存の届出事業者へ文書で通知しております。

※令和7年4月1日以降、新たに「一般不定期航路事業（旧人の運送をする不定期航路事業）」を開始する方も同様の登録手続きが必要となります。

●内航一般不定期航路事業登録申請

一般不定期航路事業は登録（事業者ごと）1件につき15,000円の登録免許税が必要となります。

既存の届出事業者におかれましては、令和7年4月1日以降、早期に登録申請書を提出していただきますようお願いいたします。

【提出書類】

○内航一般不定期航路事業登録申請書（別紙・誓約書含む）

【添付書類】

○航路図又は水域図

○使用船舶明細書（第1号様式）

- ・よう船の場合、契約書又はそれに代わる書類
- ・船舶国籍証書又は小型船舶登録事項通知書（写し）
- ・船舶検査証書（写し）
- ・船舶検査手帳（写し）
- ・船客傷害賠償責任保険証券（写し）又は保険契約を締結する計画

○特定の者の需要に応じ、特定の範囲の事業を営もうとする場合は、当該運送に係る契約書（写し）又は契約の申込みがあった旨を証するに足りる書類

○法人である場合は、定款及び登録事項証明書

（必要に応じて、その他の資料の提出を求める場合があります。）

※次のご不明点につきましては各担当あてご連絡お願いいたします。

「安全統括管理者、運航管理者の届出（資格）について」：（担当）運航労務監理官
（TEL 052-952-8012）

届出様式は以下の URL 及び QR コードからダウンロードできます。

<https://wwwwtb.mlit.go.jp/chubu/kaian/yusonoanzen.html>



※海上運送法等の一部を改正する法律（令和5年法律第24号）について、国土交通省のホームページにおいて詳細を説明した動画がありますので確認してください。

https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_tk3_000086.html

[問い合わせ先]

〒460-8528 愛知県名古屋市中区三の丸 2-2-1
名古屋合同庁舎第一号館
中部運輸局 海事振興部 旅客課
TEL：052-952-8013

登録申請書提出先

※登録申請書提出先は主たる営業所の所在地を管轄する運輸局・運輸支局・海事事務所となります。

中部運輸局海事振興部旅客課	〒460-8528 名古屋市中区三の丸 2-2-1 名古屋合同庁舎第一号館	052-952-8013
静岡運輸支局清水庁舎 （運航担当）	〒424-0922 静岡市清水区日の出町 9-1 清水港湾合同庁舎	054-352-0175
静岡運輸支局下田海事事務所	〒415-0023 下田市 3-18-23 下田運輸総合庁舎	0558-22-0517
三重運輸支局四日市庁舎 （運航・船舶担当）	〒510-0051 四日市市千歳町 5-1	059-352-2033
三重運輸支局鳥羽海事事務所 （海事担当）	〒517-0011 鳥羽市鳥羽 1-2383-28	0599-25-4015 0599-25-4790
福井運輸支局敦賀庁舎 （海事担当）	〒914-0079 敦賀市港町 7-15 敦賀港湾合同庁舎 2 階	0770-22-0003